一九五六年三月

復員処理業務について

琉球政府社会局

はしがき

最近援護業務も軌道に乗って参りましたが、御遺族並に関係者の中には、事務の内容がよく解っておられない為に、あれこれ迷っている方、或は権利者（資格者）でありながら未請求の方もおられるので、どのような方々に恩給、援護金は支給されるかについては別冊で説明申し上げることとし、ここでは主に復員処理について説明申し上げることに致します。復員業務は、旧軍人軍属について、生存か死亡かを認定する重要なものであるが、生存者の場合は、原則として復員の日が勤務年数、未支給給与金等の計算の最終日であり、死亡者の場合は、死亡処理によって死亡公報が発せられ、それによって初めて援護金の請求が出来るので、この復員処理は援護、恩給事務の基本ともいうべきものであります。それ故に関係者はもちろん廣く一般の方々にも知っていただき、皆様の御協力によって復員処理を早く完結し、御遺族、並に関係者の方々が法の恩典に浴されるよう今後とも努力いたしたいので、この冊子がそのために役立つよう念願します。

１９５６年３月

琉球政府社会局長　山　川　泰　邦

復員処理業務について

△経過状況

戦争中、内外に派遣されていた旧陸海軍の軍人軍属の数が日本全国で約４百４０万人といわれ、そのうち旧沖縄県に本籍を有する軍人軍属は概ね８万２千名と推定されている。このうち死亡者が約４万５千名、生存者が３万７千名で、死亡者のうち、現在までに死亡したことがはっきりして、死亡公報が発行されたもの約２万６千余名となっており、残り１万９千名がまだ死亡処理されていない。生きて帰ったものの中にも、まだ復員処理をしていないものが約１万５千人程度あると推定されている。

日本本土においては、終戦直後から陸海軍省の廃止に伴ってこの仕事を始め、旧陸省を第一復員省に、旧海軍省を第二復員省に改め、都道府県にあった旧連隊区司令部は夫々世話部（現在世話課）として県知事の下に置かれ、管下の復員業務を司ることになり、旧海軍においては旧鎮守府がこれらの業務を司ることになった。

ところが沖縄に籍のある者の処理については、その当時日本も占領下にあったため行政権が及ばず、差し当たり旧六師団司令部のあった熊本県の世話部で残務処理することになり、各方面から沖縄関係の資料を集めて逐次処理を進めて来た。然しながら沖縄戦に参加した沖縄在籍者の大部分は把握されておらず、従来から資料のあったものだけが終戦後になって死亡公報が発行されたわけである。その後昭和２０年の７月になって、従来熊本県の世話部で取扱っていた沖縄関係の業務は、厚生省の未帰還調査部に移されて現在に至った。

終戦の混乱状態がおさまって経済状態も正常にもどるようになり、更に講和条約の発効を目前に控えた昭和２７年の初め頃、戦災のため負傷した旧軍人軍属及び死亡した旧軍人軍属の遺族等を国家の責任において援護しようとの方策が進められていたところ、同年の４月国会において「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が可決され、即時実施される運びになった。その当時、旧沖縄県に対するこの法律の適用について厚生省でも議論が闘わされた。つまり、沖縄に籍のある者の復員処理は僅かに４％程度しかなされていないことから、復員処理を先にして然る後に実施すべきだという意見と、復員処理をするについても行政上の問題等複雑な関係があって相当時日を要すると考えられるし、これが完結を待つことは既に死亡処理された遺族に対して気の毒であるから、復員処理とは切り離して差し当たり該当者のうち適格なものは早く救うべきだ、との意見が両立することになったが、後者の意見が取り入れられ、昭和２８年４月３０日をもってこの法律が沖縄でも実施されることになった。

過去３か年において、これ等の該当者の大部分は、援護法による遺族年金や弔慰金の請求手続きを終え、沢山の遺族の方々がひとしく法律の恩典に浴しているものであるが、特に沖縄戦に参加して死亡した旧軍人軍属の遺族は、その間取り残された状況にあったことは全くお気の毒な次第であった。それには前述したような事情のほか、早急に復員処理が出来なかったもう一つの理由としては、人的にも物的にも犠牲があまりにも激しかったことと、当時軍人軍属の総元締であった沖縄連隊区司令部が全滅し、市町村役所において保管されていた戸籍簿や兵事関係書類も完全に焼失する等関係書類が全く消滅したことであった。

このような事情から、厚生省においても仕事の進め方についていろいろ議論される問題となり、これ以上延ばすことは国の方策に反することとして、早く処理対策を考えるべきだとの結論に達し、昭和２８年の暮に厚生省引揚援護局から担当事務官が沖縄に派遣されるところとなり、同事務官来島の際に「旧軍人軍属の復員、援護、恩給等要処理調査票」１０万枚を携え、市町村の援護係を中心として４日間に亘る講習会を開き旧軍人軍属であった者の全員について、直ちに遺族や留守担当者にこの調査票によって申告していただくよう手配されたのであった。

市町村の係は勿論政府においても、これで復員処理が出来るものとして、全力を注いで調査票の取りまとめにかかり、１年後の昭和２９年１月までは約４万の調査票を集めることが出来た。そのうち、沖縄戦に参加して死亡しながらまだ死亡公報を出されないものが約１万６千人、外地に召集されて終戦後どうなったか判らないものが約２千９百人、生きて帰ったが復員の手続きをすましていないもの内外あわせて約５千人、戦災によって負傷したいわゆる傷夷軍人が約２千９百人、海軍関係で召集されたまま生死不明のもの約３千２百人で、その他は既に死亡公報が発刊されているもの及び復員完結となっているものであった。

かようにして未処理者の把握に重点をおいて仕事が進められたものの、厚生省において依然として処理方針の決定に難渋したらしく、その間に琉球政府から度々処理促進の要望をしたにも拘らず一向結論が出るに至らなかった。遺族の方々は今か今かと待ちわびる有様、いつ公報が発行されるかも判らないままに、昭和２９年もいつの間にか過ぎてしまったが昭和３０年の７月、やっと陸海軍それぞれの担当事務官が懸案の問題を提げて来島し、約１か月半滞在して沖縄の実態をつぶさに調査し、業務の特殊性を考慮に入れて、従来厚生省で実施してきたむつかしい復員処理要領の枠をはずし、遺族の方から申告した調査票に少々補足する程度にして、調査票だけで処理することに最終的な決定を見たのである。

沖縄戦関係の死亡者の処理は、このようにして終戦１０年目にしてようやく実現の運びになり、現在では、政府において沖縄戦で死亡した者として申告を受けた１万６千人のうち、６千２百人について死亡公報が発行されており、残る一万余人の分についても、次々に処理されることになるが、特に沖縄戦における特異な事情が取り入れられて、事務的にも簡素化されており、その点比較的早い時期に完了すると思われる。

ところが外地関係と海軍関係は、依然として厚生省の未帰還調査部と佐世保地方復員部でそれぞれ資料を整備して処理することになっているが、外地関係の未復員者は沖縄の人のみでなく、日本全国にまたがっているために、沖縄関係者だけを分離することは甚だ困難のようであり、従って部隊ごとに、地域ごとに一括して処理することになるので、担当の日時を要することはやむを得ないであろう。

なお、海軍関係の調査票約３千２百のうち、約２千が元海軍に籍があったものとして確認されており、これも主として比島が関係が多く、沖縄戦関係は約６百程度あって、残りの約１千２百はまだ確認の段階に至っていない。今後確認するための調査が進められて、その後に処理されることになるであろう。在籍者として既に確認された者については、遠からず処理されて遺族に死亡公報が交付される者と思われる。

以上現在までの仕事の経過を述べてきたが、復員処理が完了し、それぞれの身分が判定されて死亡公報が発行されるまでの調査の過程については、一般によく知られていないように思われるのでそれぞれの種類によって調査の方法も異なっているし、これらを区分して次に説明を加えることにしたい。

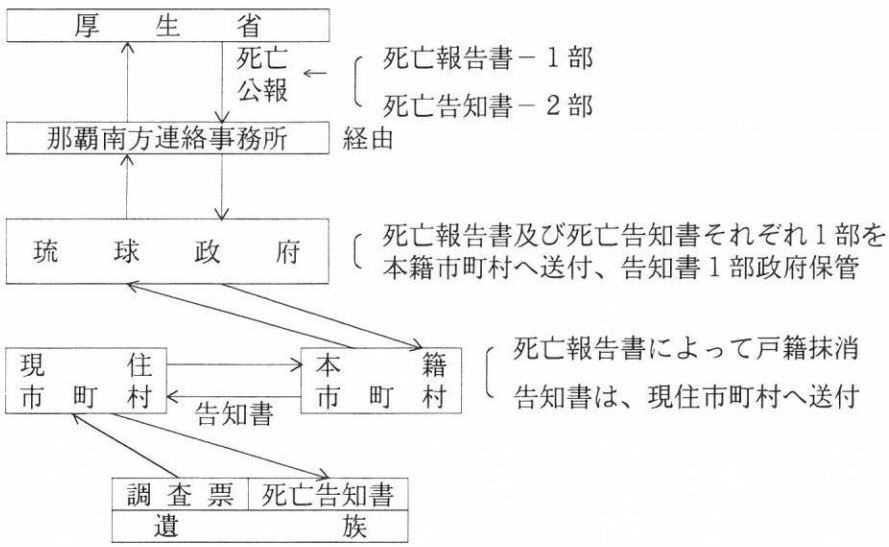
その前に、復員処理業務とはどんなものであるかということについて概略を述べることにする。昭和１２年７月７日に起こった日支事変から太平洋戦争にかけて召集された旧陸海軍の軍人軍属及び昭和２０年９月２日以後現在においても生死の状況がわからないで、未帰還のままになつている一般邦人の生死状況について、個人個人の状態をはっきりさせ、生存者は生存者、死亡者は死亡者、負傷者は負傷者（傷夷軍人軍属）として、それぞれの状態において調査をなし、身分や死因等について最終の決定をする仕事である。こと人権に関する事であり、ひいては遺族の精神的な面にまで触れる業務であるため自然と調査は厳密にしなければならない。琉球政府におけるこの業務は、対象数からいっても沖縄戦関係が主であり、又局地において戦斗であって外部との関係も比較的少ないので、調査も厚生省から委任されており、却って政府としての仕事は外地関係に比べて複雑である。

△沖縄戦関係死亡者の復員処理について

沖縄戦における混乱状態のひどかったことは、全島が戦場であったため一般に周知のとおりであり、従来厚生省で行われていた復員処理の要領だけではやれない特異な実情にあることから、経過既況でのべたように、これらの特異性を考慮して、比較的大幅に事務が簡素化された。即ち往来の方法で行けば、死亡者はその部隊に在籍していたかどうか、死亡現認者があるかどうか、死体検案書があるかどうかなど、本人の資料が完備しなければならなかったが、沖縄戦関係の死亡者は、このような資料を揃えることが困難なので、2年前に各遺族から提出された調査票に、知っているだけの事項を補って処理することになった。

先ず死亡者が軍人又は軍属であったかどうかについての身分の確認が、調査を進めるための基礎になるので、この確認については、戦争中市町村の兵事係をしていた者、又は兵事に関係のあった者が応召又は現役入隊したことに間違いないと確認した者について事実の証明をなし、それによって身分を決めることになっている。軍人軍属であったことが確認されたならば、次に本人が入隊してから死亡するまでの行動について、遺族や関係者が知っている範囲内で聞き取り調査をなし、これを調査票にまとめ、政府において保管している沖縄戦に参加した部隊の行動表と照合した上、確実と思われる者は援護課長がこれを証明して厚生省に送付されることになる。更に厚生省においても、遺族が調査票によって報告した事項と、厚生省が握っている部隊の行動票と照合し、専門的な立場から、申告に間違いないと認めたものについて死亡公報を発行する段取りとなるわけである。

遺族から出された調査票が、どんな所を経由して死亡公報が発行されるか、図で示すと原則として次のとおりである。



死亡者のうちには、戦争中に公務のために負傷し又は病気にかかり、終戦後帰宅してから、戦争中に受けた傷や病気がもとで死亡した者があり、このような人々の処理については、調査の面では前に述べた死亡者と同様であるが、この場合傷病の原因が公務によるものであったかどうか、終戦後その傷病の状態がどのように変化していったか、死亡した直接の原因が戦争中の傷病によるものであるかどうかについて、それを立証する書類が必要であり、戦争中に死亡したものよりも、調査の方法は少し複雑になってくるので、このような人々の遺族の場合は予め必要な書類を整備して置くよう心がける必要がある。

△沖縄戦関係傷病者の調査について

傷病者の復員処理も、死亡者の場合と同じく調査票によってなされるが、勿論生きているのであるから、本人が直接申告するもので、この場合も入隊の事実があったかどうかという身分の関係について調査し、なお本人の入隊から負傷し又は病気にかかるまでの状況と、負傷し又は病気にかかってからのちの状態を詳しく調査しなければならない。これらの調査を総合したのち、復員年月日や身分の決定を厚生省が行うことになるのである。

△外地未帰還者の処理について

外地未帰還者の調査は、厚生省の未帰還調査部で行うことになってるが、遺族から申告された調査票の中には、厚生省で未帰還者として登録されている者と、全然登録されていないものがある。中には日本本土までは帰って来たがその後沖縄に帰らず、そのまま本土に居ついていながら家族のもとに連絡がなく、留守家族の方では死亡したか日本国外に生きているかどうかわからないという例もあり、また事実は外地に行ったまま帰って来ないが書類の上では生きて帰ったことになっている者もあり、これらの者は今後別の方法で調査されることになるので、ここでは書類上未帰還者となっている者と、留守家族から未帰還者として申告のあった者について述べることにする。

では、未帰還者として登録されているのになぜ早く処理しないか、そこにはどんな理由があるのかというと、やはり前にも述べたように、外地の関係は沖縄の人だけでなく日本全国にまたがっている実情と、終戦の混乱時における本人の行動がはっきりしないため、死亡したのか或は逃亡して現地におるのか確実な資料が得られないため処理がなされないわけである。といって、調査も十分にされないままに、外地にいってまだ帰らないという事実だけで死亡確実だとして死亡処理をすることは軽卒であろう。従来の例から見ても、本人は現地に生きていたにも拘らず死亡公報が出されていたようなこともあり、人間一人の処理について如何に慎重を期さなければならないか、人間尊重の現代において特に厳密に取扱われることはやむを得ないことである。そこでこのような人々の調査は終戦時における部隊の細部の状況、例えば部隊の編成や任務、陣地における配備、地形、敵の兵力、包囲の程度等細かい場面から、収容所等に収容された疑いのある者は収容所の場面（衛生状況、給養状況、作業状況等）など、帰還者を集めて調査がなされて始めてその処理がなされることになる。

なお、これら未帰還者のうちには、調査が進むに従って、外地において生存していることが判明するもの、或は死亡していることがはっきりして死亡処理がなされるものに別れていくが、大部分は生きているか死んでいるかまだはっきりしないもので、これは今後更に調査が繰返されるになり、時間と忍耐が必要となろう。

死亡者の処理は概ね以上の要領でされるが、死んだことを現に見届けた者が生きていてこれらの者の証言によってなされるもの、医師又は部隊長等の診断書や死亡証明によってなされるものがあり、これを普通、確認処理といい、また生きている資料もなく医師の診断書、部隊長等の死亡証明もなく全く状況が判らないものは、同じ部隊の生存者、同じ場面にあった生存者等から得た資料や戦場の状況等、専門的な立場から状況を判断し、確実な資料はないが死亡したと確定できるものを死亡認定として処理される。いわゆる死亡公